

平成 18 年度 第 2 回 芦屋市市民参画・協働推進委員会 会議要旨

日時	平成 18 年 6 月 15 日 (木) 15:00~17:00
場所	芦屋市役所 北館 2 階 第 4 会議室
出席者	委員長 今川 晃 委員 海士 美雪・加藤 純子・国枝 哲男・久保田 靖子 津田 和輝・東川 美枝子・藤野 春樹・細谷 豊司 牧野 君代 事務局 大橋市民参画課長・福島市民参画課主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

議題

- (1) 事務局からの資料説明
- (2) 各委員からの報告
- (3) 市の施策を表す条例に盛り込む内容（条例の骨格）についての討議

15:00 開会

【資料説明】

- ・自治会の概要
- ・市民活動団体基礎調査の概要
- ・附属機関等の設置等に関する条例，行政手続法

【第 1 回宿題の報告】

- ・東川委員
- ・津田委員
- ・細谷委員（江崎・牧野・細谷グループ）
- ・外園副委員長（代読）
- ・藤野委員
- ・国枝委員
- ・市民参画課（福島案）

【討議】

（委員長）

芦屋市では，条文は口語調でもかまわないのか。市民に分かりやすいことを自治体が求

めながらも、条例は口語調では困るところもある。

(事務局)

特にそのようには言われていない。

指針と同様に、市はこの推進委員会の委員方の発言に従って条例を作るという姿勢を持っている。条例については、一部表現を条例的なものに変える場合もあるかもしれないが、平易で分かりやすくということで、こだわらないと聞いている。

(委員)

条例の始めのほうは口語でやわらかい文章で、後半のほうは文語で、またしめくりは口語でやわらかく。

(事務局)

条文になると一定のルールがある。

(委員長)

どちらにしても柔軟に対応していきたい。具体的なことは話を進めながら考えていけばいいと思う。

(委員)

事務局の私案で、6の「市民参画手続き」のところに、附属機関、市民意見提出手続き、住民投票の3つを書かれている。他の自治体の条例ではもう少しいろいろなことが書いてあるが、そのあたりはどうなのか。

(事務局)

たしかにワークショップなどは入っていない。

(委員)

そのようなものはどこで書けばいいのか。

(事務局)

パブリックコメントのところをもっとふくらませていかなければと思う。指針の8ページには検討会議で多数出していた意見があるが、そこに例えば「多様な市民参画の手法整備」やたくさんの手続きが載っているので、「市の審議会・委員会など附属機関等における委員の市民公募などを積極的に行います」「ワークショップ、地区ごとの協議会など、多様な市民参画の手法を開発・実施します」などの指針の内容を入れて、これから充実させていきたいと思っている。

(委員長)

本日の会議次第の中には、事務局で先に確認したいということもあるので、それを先にさせていただいてよいだろうか。

(1)から(6)までであるが、(1)条例の名称について、ア(市民参画(参加)・協働推進条例)、

イ（市民参画(参加)・協働条例）、ウ（市民参画(参加)条例）の3案が挙げられている。「参加」は必要ないと思う。芦屋市は「参画」でよいと思う。(1)についてはどうか。大きな枠組みとしてはア（市民参画・協働推進条例）でよいか。

（委員）

委員会の名称にも「推進」までが入っている。アでよい。

（委員長）

まだ仮称ではあるが、「市民参画および協働推進」等にしてこれに少し言葉を入れるかどうかということだ。では、とりあえずアで。

(2)協働の拠点設置についてはどうか。市民公益活動支援条例を別に作るか、それとも今回の条例に市民活動支援の規定を盛り込むか。

（委員）

1つにまとめたほうがいいのではないか。

（委員長）

では、今回の条例検討の中においては、支援条例の内容も参画・協働推進の中に盛り込むということだ。

（委員）

どのあたりまで盛り込むかという問題もある。

「(2)拠点の設置」とあるので、設置するということなのだろうが、どういう設置のしかたをするのかという問題と、我々でそれが決められるかどうかという問題がある。

参画と協働というと、特に自治会など地域団体が中心になるということが以前の話でもしたが、そのような機関ばかりではなく、いろいろな機関があると思う。その他いろいろな協議団体もあるしNPOその他もあるので、その機関の人たちも含むなど、そのあたりを簡単に盛り込むのであればよい。

（委員長）

自治会もNPOも含むような理念的な表現になると思う。

（委員）

それが難しいようであれば、かえって入れないほうがいいのかもしいない。別途作ったほうがいいのかもしいない。ここですぐ決めてしまうよりも、もう少しいろいろな人の意見を聞いたほうがいいのか。

（委員長）

では(2)拠点の設置については、条例に盛り込むということを前提にしてということだ。

次は(3)市民参画推進計画について。これは自治体によって違うが、基本構想的なものを作成を盛り込むものと、年度計画的なものセットで盛り込むものというパターンがあると思う。いろんなパターンがあると思うが、いずれにしても、芦屋市はどのような形で市民

参画を推進するののかということをも市民に公表していくか。そういう市民参画推進計画についての情報を提示する機会が増えてきたのではないかと思う。当然、市民の意見を聞くか、市民の委員会の意見を聞きながら進めることになるだろう。事務局としてはどうか。

(事務局)

市民参画推進計画を入れるかどうか。アとイは意味が合体しているので訂正をお願いします。すると、条例の中に市民参画推進計画を入れるかどうかということになる。入れた方がより具体的になるのかと個人的には思うが。

(委員)

この条例はいつごろまでにできたほうがいいのか。

(事務局)

12月に議会に提出するので、10月中にできあがっていなければいけない。

(委員)

現実的に、実際に実効性のある計画を何かたてられるのか。

(事務局)

わかりやすく、使いやすく、現実的なもの。読めば市の施策がわかるもので、委員の意見がわかりやすく入るのがよいと思う。

(委員長)

イベントなど市民と市がともに行うようなものも実際には入れ込んでいくので、かなり広い種類が入ってくる。市民がやや下請け的に行う場合と、市民と行政が対等に行う場合など、分類のしかたの問題だ。

分類しながら一覧表を作って、今年度にもどのようにやるのかということを出していけるかどうか。このようなものがないと評価ができない気がする。一定の基準を満たしているかどうか、次年度、もっと発展させたほうがよいなど。意見の分かれるところだ。

(委員)

この指針は、どの位市民に浸透しているのか。どの位の数を作り、それが受け入れられたのか。

市民に受け入れられたとなったら、これに準拠するとか大事にしなければならないと思う。家庭にどれだけ入っているかということが知りたい。それによって、指針に準拠するか、まったく新しいものをつくるのかということになる。

(事務局)

1,200部作って、約400部余っている。

(委員長)

配布の方法は、市の施設に設置したのか。

(事務局)

まず市役所，12ヶ所の集会所すべてとラポルテ市民サービスコーナーに置いた。それらは早々になくなったので，1,200部の内，約400部が余っている位だと思う。

(委員)

各団体に配布はしなかったのか。例えば自治会や役員会に配布するなど。

(事務局)

自治会等には配布していない。意見をいただいた方々（市民意見提出者や検討会議委員）にはすべて送付した。自発的に取りに来られた方は持って帰っていただく形にしている。

(委員)

条例ができた場合も知りたいことだが，その条例が果たして何人の人に浸透したのか，我々委員としては知りたい。市役所がどのような方針で考えられているのか。どうして市民に浸透させていくかということも議論すべきだ。やはり浸透してこそ，わかってもらっでこそで，学校の図書館に置いてもらってもよいのではないか。小学校高学年から中学校，高校と。やさしい文章で，芦屋はこのような市かという感じで，パッと見ればきれいな絵もあるとか，市民の心をひくようなものを。

(事務局)

見直しを例えば3年後にするのなら，市民と市の内部にどの程度この条例が浸透して，どう生かされてきたのか，現在どういう進行状況なのか，そのようなことを条例に織り込んでいくと，確実に市としては達成何%であるとかのご報告はできるように思っているが。

(委員)

「広報あしや」は全戸配布されている。私は必ず見る。家族にも見てもらおうし，1年位とっておく。そのようにしているが，「広報あしや」があったのかという人もいる。「広報あしや」は全市民に見てほしいということで市は発行していると思う。こういう指針を出したからには，見せる，見てもらおうということにある程度力を入れていただければ，この後からついてくるものも生きてくると思う。

(委員長)

芦屋市の場合は指針を作ってから条例づくりに移るなど，時間をかけて行っているので，粘り強く浸透することを期待するしかない。一気に浸透というのはどこの自治体でもなかなか難しい。粘り強くやっていくしかない。ホームページからも閲覧できるのか。

(事務局)

市のホームページのトップに「市民参画・協働」があり，それをクリックするとこの指針も出てくる。

(委員長)

条例が指針の枠に基づいて作ったとわかるような形でなければ、指針が意味をなさなくなってしまう。よりバージョンアップするのはかまわないが。指針を元に作ったという説明をしておかなければいけない。

(事務局)

ホームページの説明の中に入れるようにする。

(委員)

先ほどの計画の話で出ていた、下請けなのか対等なのかという問題。そのあたりだけをはっきり書いておけば、その次からの活動がしやすい。

いつも言われるのが「市が市民を使う」ということだ。そのあたりをこの推進計画に表現としてはっきり出しておいたほうがよいのではないか。

(委員)

条例というのは計画を進めるためのシステムづくりかと思っているので、その中に計画が入るとするのはどのようなイメージなのか。推進計画がここにどのような形で入るのか。

(委員長)

条例の多くでは、推進計画の策定を定めてある、推進計画にはこれとこれを盛り込むという位の表現にして、公表に努めるとかあるいは市民に事前に意見を聞くとかということが条例の中に盛り込まれる。

(委員)

それならばわかる。

(事務局)

前回の委員会でいろいろな自治体の条例を整理したものをお出ししたが、この中で唯一、推進計画をたてると明記しているのが金沢市の15条だ。これは、「市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための計画を定めるものとする」というすっきりした表現だ。

(委員長)

最近では推進計画の策定を折り込む条例が結構増えていると思う。一応そういうことを盛り込むという前提でいくことにする。

出していただいた資料の中では、金沢市方式くらいの表現は必要かどうかということか。

(事務局)

市がなんら誘導するわけではない。この委員会の議事録ですべてができあがってくる。ぜひ自由な議論をお願いします。

(委員長)

これからの議論の対象とするかどうかということだ。対象としないものははずしていこ

うということなので。

(事務局)

金沢市の条例もよく読むと、続く第 16 条には「推進施策」とあって、市が市民の参画を推進するための具体的施策を立案しなければならない、そしてそのために推進計画をたてなければならないという筋道で推進計画を位置づけているようだ。

(委員長)

浦安市が条例に基づいてかなり詳細な計画を作っている。

(委員)

この推進計画には、(2)の拠点設置との関連があるかと思う。委員長がおっしゃったように、推進計画を議論することは非常によいことだ。先ほど金沢市の話があったが、金沢市の場合は推進計画をつくるのは市が行うからということだ。ここも重要であり、主体者が誰なのかという問題もぜひとも出てこななければならない。

ただ計画を作るだけではいけない。誰が作るのか。今度センターができるとセンターの体制というのも当然、議論していかねばならない。その中でこの推進計画をどうするか。そうしなければプランとドゥとチェックができないと思う。このセンターの設置がキーポイントだ。

参画センターの設置が拠点づくりであるとするならば、その計画をどうするかという問題が議論されるだろうし、市がやるのであれば拠点としてのセンターが浮いてしまう。市がやるのであれば市が計画をたてる。もしくはセンターというものができて、そのセンターが自主的に市と一緒に計画をたてるという 2 つの方法が考えられる。議論の中でそのあたりを踏まえて委員方の考えをまとめるというのが私は必要だと思う。

(委員長)

とても興味深いご提案だ。多分何らかの委員会で市民の意見を聞きながらと思うが、ほとんどの拠点は行政主体だと思う。今はそうではなく、後者のほう、住民が主体となる。

(委員)

住民が主体になっていくのではないだろうか。そのセンターがうまくできるかによって、この参画と協働の成功否かが決まってくる。他の市と違うということができてくる。

もう 1 つ付け加えると、せっかくモデル事業をするということを提案されているので、モデル事業がどのような展開になるかによって、その反省点とよかった点をこの拠点づくりと計画の中に盛り込んでいくということも必要ではないか。だから、市が条例案を 11 月に出してくれというのは時期尚早ではないかと私は思っている。そのあたり、もう少し遅らせてもらったほうが良いという気もするが、他の委員方の意見も。

(委員長)

仮に 11 月にとすると、今は理念的なものを盛り込んでおいて、その時にまた詳細を検討するか。こういった興味深い選択肢も出てきたが、議論としてはこの推進計画自体をどこが主体でやるのかだ。特にセンター設置との関係でどうするのか。

(委員)

市民の活動拠点を作ってほしいというのは、5年前に出していた。

(委員長)

5年前からセンターの動向があったのか。流れが実ったということか。

(委員)

実ると同時にグループが潰れた。そのときにも市民の役割でもめていた。

(委員)

我々はアスパップレディとって、同じようなことをやっていた。震災後だったので、市にはこんなことまで手が回らないと言われて結局終わった。

(委員長)

次回あたりは、拠点の性格が1つの条例の中で理念としてどう盛り込めるかという、拠点の性格の議論を先にしたほうがよいか。

では先に進んで、(4)パブリックコメント、これは条例に盛り込むか、別の条例をつくるか、要綱をつくるか。横須賀市など別に条例を持っているところがある。これは手続きを盛り込むかどうかということだ。

(事務局)

パブリックコメントのみを盛り込んだ例もある。

(委員長)

横須賀市ではパブリックコメント条例だ。横須賀市の条例は計画立案段階から積極的に取り組んでいるので初期の段階から条例に盛り込んでいる。

(事務局)

個人的には、芦屋市のパブリックコメントというものは市民参画条例から入れればよいと思う。

(委員長)

条例の中に盛り込んでおいて、手続きは要綱で定めるなど。

(委員)

時代に即して、市民が参画しやすいようなフィールドというかシステムを盛り込んでおいたほうがよい。ここは重なっているなど、いらぬものは後でどんどん削れると思う。最初は少し多いくらいでもよいと思う。

(委員)

今はだめでも後で検証しながらどんどん実行してできていけるような体制に持っていけ

る体制にすればよいのではないか。

(委員)

条例にないからできないということは避けたい。

(委員)

原則的なことの質問だが、条例と要綱はどう違うのか。

(委員長)

要綱は首長の判断で柔軟に対応できる。条例は議会の議決がないといけない。

(委員)

では、パブリックコメントは要綱でいいのではないか。

(委員)

パブリックコメントはどちらかといえば条例にしておかないと、要綱だけでは条例にないからやらないということになる。

(委員長)

最低限の理念は条例に謳っておかないと市民の権利保障とも結びついてこない可能性がある。議会も承認しているという形で。

(委員)

ア（この条例に盛り込む）、イ（別の条例をつくる）、ウ（要綱をつくる）で選ぶならばア、イを選択肢してあとウなのではないか。ア、イ、ウの選択ではなく。

(委員長)

選択というか条例に盛り込んで、詳細については要綱で作るということになる。

(5)市民提案制度だが、これ自体は指針の8ページの(2)④に「市民による課題の提起や政策提案を行政として受け止めるための制度を整備します」というように書いてあるので、これはいわゆる市民提案制度だ。近年、行政から提案したものに対して協働でやるのではなく、市民から提案したものに対して行政も一緒にやるという双方向のあり方というのが増えている。名称を「市民提案」とするかは別として、必要かと思う。指針にも盛り込まれているので。

(委員)

委員長にお尋ねするが、他の市民提案制度だが、個人がやる場合と集団がやる場合がある。当然のことながら最終的には署名運動でということが多いかもしれないが、提案制度となると1人でも出せるということか。

(委員長)

条例によっては50人や100人と決めている自治体もある。

(委員)

ある程度そういった形にしておかなければ。

(委員)

これも結局はパブリックコメントと一緒に条例に盛り込むか、別の条例を作るかという話になってくると思う。次の住民投票も一緒だと思う。(4) (パブリックコメント), (5) (市民提案制度), (6) (住民投票) は3つでセットか。

(委員長)

理念としては。

(委員)

(4), (6)はア, イ, ウなのに(5)だけウがない。選択肢が違うので同じにしてほしい。

(事務局)

(5)に「ウ 要綱をつくる」を追加する。

(委員)

(4) (5) (6)の選択肢はすべて一緒だと思っている。

(事務局)

アが盛り込む, イが別に作る, ウが要綱をつくる。

(委員)

そう書いていただければ別に問題はない。

(委員長)

では, 市民提案制度を盛り込むという方向で議論する。

問題は(6)住民投票だ。住民投票は, おそらくどこの自治体も困っている。市町村合併をした自治体は積極的に盛り込んでいると思うが, いろいろな考え方がある。

(委員)

これについては拘束されないのか。

(委員長)

拘束性はない。

(委員)

住民投票を実施すると, 隣と仲が悪くなったりいろいろなしこりが残る。

(委員長)

住民投票に至るまでの参加のあり方が重要だ。

(委員)

住民投票に替わるようなシステムや制度があればいいと思う。してはいけないというのではなく、できるというのは権利として残したほうがよいとは思いますが。

(委員長)

イのような「別の条例で定める」もしくは要綱を定めるということは常設型ではないということだ。

(委員)

我々3人のグループは先ほども説明したように、住民投票は必要ないと判断して提案した。これに代わるものとして市長に対するリコールがあると思う。直接請求。そのあたりをうまく活用すればこれはできるのではないか。

市長は必ず賛成、反対を大きな事件のときは明確にされるので。それは100年の計で任せた民主主義である以上、市長の意見にふつうなら従ってもよいのではないか。それが反対であればリコールをする。そのときに色々な方法を国が決めているので、特に住民投票の必要性はないと判断した。

芦屋市の場合は、そういう大きな事件があっては困るが、そう大きな問題もなかろうと思うので、3年後に見直しということで参画と協働の条例をつくるのであれば、住民投票の条文は必要ないと判断している。

(委員長)

では(6)住民投票の選択肢はア(条例に盛り込まない)ということだ。

(委員)

住民投票以外にも、他にいろいろとやり方がある。

(委員)

市長の側からの場合もある。市民の側からと両方のみちがある。

(委員)

アンケートによる方法もある。

(委員)

広島で行っている。

(委員)

住民投票をしなくても、アンケートをすることは常に可能だ。アンケート方式の方が住民投票よりも平和だと思う。その方が秘密を保てるし。そういうことを勉強するのも、逆に言えば市民の役割なのかもしれない。

(委員)

拘束力がなければあまり意味がないのではないか。聞いただけでどうなるのかということにならないか。

(委員)

芦屋はやわらかいまちだからよいが、現在、岩国市を興味をもってみている。アンケートには拘束力はない、しかしある。市民の考えが変わってくるとか、今までは一部のことであったが、これだけ大きな事件を抱えているのだから動くのは当然だ。

芦屋市では書いていて別にマイナスではない。やらないに越したことはない。拘束力はないようで、ある程度はあると思う。私も委員の意見に賛成だが、ことが起こって、せっかくなら書いておいて。案外、この間の神戸製鋼のようなことがすぐそこで起こる可能性がゼロではない。使わなくてもいいような芦屋市を目指しつつ書いておいたほうがよいのではないか。何が起こるかわからない。

(委員)

住民投票というのは白か黒か、イエスかノーかの感じで、参画協働のイメージには合わない気がする。そういう事態になれば先ほど委員長がおっしゃったように否が応でも住民も動き出すし、市の方も考えるので、それはその時のことでおっしゃったと思う。この条例には入れないほうがよいのではないかと感じている。

(委員)

協働であって対立ではない。

(委員)

話し合ってみんなで協働していく。住民として市民として場面によっては大事なことだ。

(委員長)

では盛り込まないということによいか。反対答弁は。

(委員)

入れておいたほうがよいのかと思った。

(委員)

結果的にまた変わるかもしれない。

(委員長)

参画協働の性格には合わないということだ。

(事務局)

盛り込んだとして、また別途条例を作るときに否決されてしまえば有効とはならない。ややゆるく入れておいて必要なときは別途条例を作るとしておいても、実際そのときになって条例案が通らなければ効力はない。

(委員長)

多分、条例案ができたときに、市が市民に説明するのに苦労する場合がありますので、その時に、もちろん住民投票は大切だが、参画・協働の性格に合わないということで納得していただけるかと思う。多分、根強い必要論者はいると思う。

(事務局)

では必要であればその都度ということ。

(委員長)

事務局から、条例のポイントを6件出していただいたが、委員会が限られた回数なので先に何か議論しておくポイントがあれば。

1つはセンターの性格というのが出たので、それは次回に議論する。センターの性格づけをすることによって、その他の必要をどうするかということが見えてくる。他にポイントはありますか。センターの性格ともう1つは芦屋らしい条例づくりと思うが。

(委員)

前文についての意見だが、「芦屋市は、阪神・淡路大震災によって」と始まっているが、ここから始まらずに、芦屋は長い歴史を守っているところであって、そして震災が起こってこうなってきたと書いていただきたい。

震災から100%復興したというはまだきついが、いずれある程度思い出の中に、と思っている。長い歴史の中で起こったこの事件、これから一生懸命立ち上がっていく。しかしこれを乗り越えた我々は、もう1つ新しいものを見つけるためにはここから始まってほしくない。長い歴史の中で、戦争もこのあたりも焼け野原になったし、大変だったと思う。震災が50年後に起こった。しかし、強い力を持った芦屋市であるということ。文化や歴史などもある。

(委員長)

前文は議論になるところである。非常に難しい部分だ。

(委員)

芦屋ブランドの議論のときに、歴史のあるまちだということがよく出てくる。歴史のあるまちというのがブランドではないかという話になる。いろんな活動をするたびに歴史の発見がある。もっとそれを浸透させたい。

(事務局)

歴史があって住みよいなどいろいろ言われている。

(委員)

我々3人のグループの中では、前文については皆さんにお任せしようということになった。我々の案では指針の2, 3ページを書き出した。確かに芦屋の歴史、文化というのはいつも出てくる。今の9万2,000人の人口のほとんどが、昭和40年代以降が過半数を占め

ている。歴史、文化というのは、芦屋のモダニズムに代表されるように、明治、大正、昭和初期くらいまでの文化、もしくは歴史から弥生から続く文化ということになるが、それは人間が暮らしている上、個々には固有なものはあるかもしれないが、ほとんどのところが持っている文化である。

そういった中でたしかにきれいなことばではあるし私も好きだし、前文に入れたいと思ったが、参画と協働という中で、本当にそういうものを理解していただき、市民になっていただきたいという気持ちがあるが、残念ながら新しい人はそういうことも考えておられるだろうか。

それよりも、震災中心にプラスマイナス 20 年くらいの間を歴史を考えて、それで参画と協働の大きく新しい流れの中で、指針の背景にも書いてあるように、国の法律が変わってやはり地域がしっかりとやらなければいけないので、それでこの参画と協働というのがあるのだというところを前面に出した方がわかりやすいのではないかと感じる。どちらかというと、指針策定の背景を記した前文のほうがよいのではないかと感じた。確かにいろいろな芦屋の冊子などには、歴史と文化、国際住宅都市などが必ず謳われている。少し風変わりな参画・協働推進の前文でもよいのではないかと思う。

(委員)

津知町には 400 世帯が住んでいるが、震災後は旧住民が半分になった。新しい人たちは震災を知らない。別の意味でいいのではないか。何も知らずに来てきれいなまちになって。我々もいつまでも苦しい苦しいと言ってもしかたがない、にっこり笑って行こうと 2 つの面で今進んでいるが、彼らに教えるのはやはり震災のことではなく、津知には 15 世紀以来、芦屋で一番古い歴史があると、そういうことを新しい人に説明する。震災の話もするが長い歴史の話もする。

協働・参画について私もどうしたらいいか今のところわからないが、ただ大きな流れの中で参画・協働して行ってほしい。私は今、子どもたちにも「芦屋にはこんな花が咲く」など言っている。やはり先のことを考えると、震災からではなく昔を知ってほしい。

(委員)

私もまだ日にちが経っていないので、今言われたことの意味がわからない。

(委員)

私はどちらかというと、「はじめに」よりも、指針策定の背景を主にした前文にしてほしいということだ。

(委員長)

指針や条例がなぜ必要になったのかということを入れるということか。

(委員)

前文で目的の中に入るといえば入るかも知れないが、やはりこの参画と協働が出てきた背景というのが大事だろう。

(委員)

我々はまちづくりから始まったグループだ。やはり震災からスタートしたまちづくりだった。そうしてやっていくうちに芦屋の歴史というのは古いのだとわかった。震災だけでなく、その前もあったということをそこで始めて学ぶ。そうすると皆さんにも芦屋の古いもの、良さも知らせようとなる。そうすると芦屋の良さもわかってくる。そういうものを育てることが結局、自分たちの参画の行動の1つになるのではないか。

(委員)

アスパップを2回やっている。始めにやったときは震災前で、2つの経験をしている。その時に、どんなにすばらしい芦屋にするかという話をしたときに、女性の地位を高めるために市役所でもう少しやってほしいと言って、助役に困られたことも思い出す。

(事務局)

指針の役割と条例の役割とがある。また条例の中に見直し規定を入れ、時代的なもの、「今」というものをあらわした条例をまず作る、そしてまた見直しのときに変えていくということがある。

ただ、一旦できたものを見直すというところに、例えば3年後にどれだけエネルギーを注げるか、果たしてそのときどういったメンバーがどれだけ熱心にやれるかということがあるので、その辺りの兼ね合いを考えながら、作って行きたいと思う。

(委員)

震災のことを言ってほしいと思うが、そこを乗り越えてそこだけにおさまらずにという思いだ。津知のまちに住んでいて毎日見ていると、いまだにそういう思いはまだある。しかし、そこだけから出発していいかという気がする。

(委員長)

双方矛盾する事柄ではなく、前文の文章が長くなるが双方盛り込むことが可能だと思う。

(委員)

やはり長いという気もする。5行でまとめたいと思っている。それ以上は人は読まない。

(委員)

やさしい文で5行にできる。

(事務局)

シンプルでなければ読む気がしない。入り口は魅力的でなければ入ってこない。

(委員長)

他に意見はないか。

(委員)

「私たちは」という書き方をしているところが多い。市民が作るという形をとっているのか。

(委員長)

市民も行政も一体となって「私たちは」という形ではないか。

(委員)

条例の目的のようなものを書くのが一番だと思うが。

(事務局)

条例は市が作るものなので、こうして委員方と一緒に作っているというのは画期的なことだ。このことについて、この場で確認すること自体が参画になっている。

(委員長)

重要な点についてはまた折を見て意見交換したい。事務局の方でうまくまとめてほしい。

本日議論したポイントについて、住民投票は盛り込まないということで合意が得られた。その他についてはそれほど委員方の提案に大きな違いはなく、調整は可能な提案だと思う。課題はセンターの性格づけ、設置について。次回あたりに議論して進めていければと思う。他に意見があれば。

(委員)

モデル事業はいつごろどのように行うのかということをそろそろ討議をしないと。7月6日の次回あたりで討議しておかなければ。やるかやらないか、やるのであればどのようなのか、皆さんに参画していただくにはどうするのかなど。

(委員長)

今回はモデル事業とセンターの位置づけで時間一杯か。モデル事業について何か事務局から意見はないか。

(事務局)

委員方の発言で指針ができ、指針の中の「推進に向けて」でモデル事業を含め、すべて市は実行します、と約束している。この会議の議事録（委員の意見）ですべてが決まっている。

指針にモデル事業というのが出てきて、「実施します」になっているので、例えば今年度は限定型のモデル事業をして、来年度をいろいろな議論の中でするとか、そのような方法もある。今年度はモデル事業を実施しますと、約束事項はすべて市で果たすと約束しているのでそれも大切に、次回モデル事業やセンターの位置づけで、この指針、条例の最終的な詰めをやっていきたいと思う。

センターの設置が目前に迫っているので、条例の策定ももちろんだが、一体どういうセンターにするのかとか、それを早く決定しなければ予算の用意もあるし、場所も人の問題もある。必ず実行するのでそのあたりの議論もお願いしたい。

(委員長)

センターの位置づけが決まればいろいろなことが決まってくると思う。

(委員)

センターについて議論するときに、以前行ったようなワークショップ形式にしたほうが意見が出やすいと思う。委員方も思いをたくさんお持ちなので、2つか3つにグループ分けをしてそこで議論するほうがいいかと思う。

また、いつも思うが、会議室にホワイトボードがない。場合によっては書くほうがわかりやすいときもある。

(事務局)

次回はホワイトボードを用意する。

(委員)

書くと見えてくることもある。どちらにしようかというときも、書くと見えてくると思う。

(委員長)

次回は15:30からだが、時間的には2時間超えてもよいか。例えばグループに分かれてワークショップ的に議論をするとなると、もう一度全体で集まって意見交換をすることになるので、2時間を超えると思う。次回は2時間を超えることを前提でよろしいか。

(事務局)

レジメを15:30から18:00までに変更いただきたい。

(委員長)

第3回以降の日程だが、欠席者があまりにも多いと委員会の成立が難しくなる。多少の修正は止むを得ないと思う。8月からの日程が合わないということであれば事務局に連絡をお願いしたい。早めに調整ができればそれに越したことはない。副委員長がおっしゃるとおり、当面これで進めておいて、都合の悪い委員があまりにも多ければ修正していきたい。これで閉会とさせていただく。

(次回：7月6日(木) 15:30～18:00 分庁舎2階 第2会議室)

(閉会)